○国土交通省告示第三百八十一号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第七十号）の施行に伴い、並びに放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第九条第五項及び第十七条第十二項並びに核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第十条第五項及び第十八条第十二項の規定に基づき、放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部を改正する告示

（放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示の一部改正）

第一条　放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成二年運輸省告示第五百九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の表第一号中「放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」を「放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に改める。

（核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部改正）

第二条　核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成二年運輸省告示第五百九十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の表第一号中「放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」を「放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に改める。

附　則

この告示は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第三百八十二号

自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部を改正する告示

自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領（平成十九年国土交通省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号ハ中「又はロ」を「、ロ又はニ」に改める。

附　則

この告示は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第三百八十三号

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省運輸省令第三号）附則第二項の規定に基づき、特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する告示

特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成二十一年国土交通省告示第九百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ハ中「又はロ」を「、ロ又はニ」に改める。

附　則

この告示は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第三百八十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表ガソリンの項中「ガソリン」を「ガソリン（E10ガソリンを除く。）」に改め、同項の次に次のように加える。

E10ガソリン	鉛が検出されないこと。
	硫黄が質量比0.001%以下
	ベンゼンが容量比１%以下
	メチルターシャリーブチルエーテルが容量比７%以下
	メタノールが検出されないこと。
	エタノールが容量比10%以下
	酸素分が質量比3.7%以下
	灯油の混入率が容量比４%以下
	実在ガムが100ml当たり５mg以下

別添十六２・２・中「ＪＩＳ　Ｋ2202ガソリン相当品」を「ＪＩＳ　Ｋ2202ガソリン１号又は２号相当品（E10ガソリンを燃料とすることができる自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあっては、別紙の表に掲げる標準規格を満たすガソリン）」に改め、同別添に次の別紙を加える。

別紙

基準燃料の性状等（２．２．関係）